



地域安全ニュース

【発行者】山鹿警察署・山鹿地区防犯協会（TEL0968-44-0110）

青少年が安全に安心してインターネットを 利用するために保護者ができること

～子供たちをネットの被害者にも加害者にもさせないために～

保護者ができる3つのポイント

①家庭のルールを子供と一緒に作りましょう

「夜は9時まで」「寝る時は居間で充電する」など

②機器とアプリの特性や設定を確認した上で利用させましょう

OSは常に最新にする、ウイルス対策ソフト導入など

③フィルタリング機能を正しく知って上手に活用しましょう

成熟度や使い方に応じてレベルを調整する

青少年インターネット環境整備法 ～18歳未満のフィルタリングを義務付け～



店側の義務

①青少年確認

契約締結者、携帯電話端末の使用者（締結者が成人の場合）が18歳未満か確認します。

②フィルタリング説明

・青少年有害情報を閲覧する恐れ
・フィルタリングの必要性・内容を保護者または青少年に対し説明します。

③フィルタリングソフトウェアやOSの設定

契約とセットで販売される携帯電話端末等について、販売時にフィルタリングを使えるようにします。



保護者の役割

①18歳未満が使用者である旨を申し出ましょう。

②フィルタリングの説明を受けましょう。

③フィルタリングを使えるようにしてもらいましょう。

フィルタリングは、有害情報やうっかりアクセスによるトラブルからお子様を守ります。

